

令和8年1月26日  
(2026年)

伊丹市教育委員会  
教育長 太田 洋子 様

伊丹市学校教育審議会  
会長 深野 康久

市内人口増加地区における新設大規模マンションに係る  
通学区域の設定及び変更に関する事項について(答申)

令和7年(2025年)12月12日付伊教委未第15号をもって諮問を受けたみだし  
のことについて、別紙のとおり答申します。

市内人口増加地区における新設大規模マンションに係る  
通学区域の設定及び変更に関する事項について  
(答申)

令和8年(2026年)1月26日

伊丹市学校教育審議会

はじめに

本審議会は、令和7年(2025年)12月12日、伊丹市教育委員会より市内人口増加地区における新設大規模マンションに係る通学区域の設定及び変更に関する事項について諮問を受けた。そこで、市内における人口増加地区の状況を把握し、当該地域の学校の現状をふまえ、他自治体の状況などを参考にして審議・検討を行い、本答申をとりまとめた。

## 1 審議の経過

### (1) 諮問の趣旨

本市の総人口は令和2年度より減少しているものの、市南部は大型マンションの建設により児童生徒数が増加し、伊丹市立小・中学校(以降「伊丹市立」を省略)で大規模校化や過大規模校化が生じている。また、今後も市南部及び南西部において複数のマンション開発が予定されており、児童生徒数がさらに増加し、教室不足が見込まれることから、適切な教育環境の確保に向けた対策を早急に検討し、方向性を示す必要がある。

### (2) 審議経過

第1回:令和7年(2025年)12月12日

- ・諮問の趣旨把握
- ・審議対象地域の現状と課題の共有
- ・答申案について検討

第2回:令和8年(2026年)1月19日

- ・第1回の検討内容をふまえた答申案について審議

## 2 学校の規模

### (1) 国の定める標準規模

学校教育法施行規則において、学校の標準規模は「12～18学級」とされており、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年)(以下「手引」という。)では、25学級以上の大規模校や31学級以上の過大規模校となる学校は、学校運営上の課題が生じやすいとされる。

### (2) 市内南部・南西部の学校の状況

既に建設中の物件と建設の可能性のある物件を加味して児童生徒数の将来推計を算出した結果、概ね10年後に、南中学校において生徒数の増加に対応する教室の用途変更等の対策を講じても、一定期間の教室の不足が見込まれる。

### (3) 大規模校の課題

市内の大規模校等への調査によれば、児童生徒数増加により、児童生徒間等のトラブルの増加、特別教室等不足による利用の制限、校外学習等の実施の困難性などが懸念されることがわかった。

## 3 大規模校の解消に向けた対策

### (1) 国の示す一般的な対策

国の手引で示される一般的な対策では、通学区域の見直し、学校選択制、分校化、校舎の増改築等がある。しかし、いずれも地域住民への影響や、予算上の制約、学校内の過密状態の解消に繋がらないなどの懸念がある。

### (2) 近隣他市の対策事例

関係他市への聴取結果によれば、新設マンションに限定した校区変更による対応、通学区域の弾力化、特別許可区域に限定した隣接校区への通学希望の承認など、各自治体の実情に応じた対策が講じられている。

### (3) 校区変更の留意点

以上の結果から、受入に余裕のある隣接校区への分散を実施する場合、既に居住している住民や居住予定者に対して十分な配慮が必要である。特に当該校区に転入を検討する住民等に対しては、決定以前に校区変更の可能性を示す必要がある。

## 4 結論(答申)

本審議会では、現状の通学区域を継続した場合に、南中学校において見込まれる教室の不足を回避するため、対象地域において不動産事業者等から本市に大規模マンションの開発申請がなされた場合は、当該開発予定マンションに限定した校区変更を行うことを是と判断する。

なお、その際、南中学校の校内において、学校運営上の支障が生じない範囲で可能な限り教室の用途変更等を行うとともに、校区変更により生徒数が増える中学校の校内において、教室不足や学校運営上の支障が生じる恐れがないことを再度確認するなど、必要な措置を講じること。

### 【付帯事項】

本審議会において検討対象とした事案は、現校区上の就学先が笹原小学校および南中学校であり、上記の校区変更を実施する場合、当該マンションの生徒に限り、笹原小学校および笹原中学校が就学先となる。仮に当該マンションの周辺住民から同就学先変更の希望があった場合、南中学校の生徒数の増加抑制を図る趣旨から、希望に応じて笹原中学校への就学を認めることを併せて検討した。しかし、生徒数が年度により大きく増減する懸念があり、学校の安定的な運営に

影響を与える恐れがあるため、入学希望調査の実施や入学者数の把握に係る手続きなど、他市の実施手法を引き続き調査研究したうえで、再検討する必要があると考える。

おわりに

本審議会においては、伊丹市教育委員会の諮問に応じ、諮問された当該地域の特定中学校の生徒数の増加を抑制する対策として、当該地域に限定した校区変更の実施を検討し、これを是とした判断を答申する。しかし今後、小・中学校における、児童生徒の望ましい教育環境を確保するためには、市全体の教育の方向性や基準を示したうえで、各校の状況に応じた個別の対策を講じていくことが求められる。

今後、伊丹市教育委員会におかれては、市内で児童生徒数の偏在が進む状況をふまえ、小学校と中学校、さらに地域の連携の円滑化を図る観点から、望ましい学校規模や校区編成について調査研究を進めていただきたい。なお、その際には、背景にある人口偏在の課題やまちづくり行政の方向性なども含め、市の関係部局と引き続き連携し、総合的な検討と施策展開を図られるよう、本審議会として付帯要望する。